

第十四章 商品生産流通の拡大

第一節 酒造業の発達

但馬における酒造業

近世の農村における貨幣経済の発達を促進し、商業資本の蓄積に大きな役割を果たしたものに、酒造業の発達をあげることができる。氣多郡における近世酒造業の発展の実態はどのようなものであったかを見る前に、まずひととおり但馬全体の状況を概観しておこう。

『浜坂町史』によれば、明治元年十一月現在の但馬国改正酒造米高が、次のように載っている。

明治元年（一八六八）十一月

但馬国改正酒造米高

（浜坂町史、五二二頁）

城崎郡	一四人	一、〇七四・七	石斗
二方郡	二五人	一、一〇二・八	
美含郡	一人	五四一・三	

氣多郡	一八人	一、五一三・八
養父郡	三六人	三、四六五・
朝來郡	二二人	三、三七五・
出石郡	一一人	八六〇・
合計	一三七人	一一、九三三・六

(七美郡欠)

それによれば、七美郡を除く但馬七郡における当時の酒造人の数は合計百三十七人で、その酒造米石高は一万一千九百三十二石六斗となっている。その内訳をみると、養父・朝來の二郡で合計五十八人の酒造人が六千八百四十石（五七%）の酒造石高を保有しており、南但の比重が非常に高く、氣多郡の酒造人の数は十八人で、その石高は一千五百十三石八斗（一三%）であることが分る。

また、当町知見の垣谷寛五郎氏所蔵文書の中に明治三年四月現在の「久美浜県御支配下但馬国六郡酒造高人別改」という資料がある。

明治三年（一八七〇年）午四月

久美浜県御支配下但馬国六郡酒造高人別改

(知見、垣谷寛五郎文書)

城崎郡	一四人	一、〇七四・七石斗
二方郡	二六人	一、一六四・八
美含郡	一二人	六四〇・七

氣多郡	二〇人	一、五四二・三
養父郡	三九人	三、六九五・
出石郡	七人	五八〇・
合計	一一八人	八、六九七・五

(朝来郡、七美郡欠)

それによれば、七美郡、朝来郡を除く但馬六郡の当時の酒造人の数は合計百十八人で、その酒造石高は八千六百九十七石五斗となつており、その中の氣多郡の酒造人の数は二十人、その石高は一千五百四十二石三斗で、『浜坂町史』の前掲資料とほぼ同様の数字を示していることが知られる。

全但の知行石高は、近世初頭の十一万石台（文禄年間、一一四、二三五石、秀吉公御検地目録）から、幕末の十四万石台（天保三年、一四四、三一三石、天保郷帳）（明治六年、一四八、一四七石、明治郷村石高帳）へと推移しているが、一万石をこえる酒を醸造するために、大量の米が酒造に廻されたわけであるから、酒造のもつ経済的な比重は決して小さいものではなかつたということがわかる。

江戸時代に入つてのち、幕府は寛永年間から酒造統制令を発し、在々農村での商売酒は一切造ることを禁止した。そして池田や伊丹などの都市酒造業が保護育成されることとなつた。それにもかかわらず、但馬農村地帯における酒造業は、近世の全時期を通じて着実に成長していくのである。

宝暦五年（一七五五）に氣多郡内の十五カ村から生野代官岩佐郷藏宛に提出した「但播州通船願」（河本洋一文書）の中の見積りに

「一、米 千石、三百石払米

是は近村酒屋之分へ酒造ニ売払、御年貢銀納仕候」

とある。年貢の銀納を実行するために、多量の生産米を近くの村の酒屋へ売却して銀に換えたのである。酒造業者はかくの如く特權的御用商人として大きな役割を占めたのであった。

明暦三年（一六五七）に幕府は酒造株を制定し、この株の所有者にのみ酒造営業の権利を認めている。この酒造株による酒造を許される石高は、その後幾度も株改めにより変動したことが知られている。

『浜坂町史』によれば、最も古いもので延宝六年（一六七八）に居組村で百三石の酒造株の売買がなされた資料があるというから、但馬地方においても酒造業はすべて近世前期において成長を見、早くから酒造株は認められたのである。しかし、伊丹や池田など江戸積酒造業へ進出した先進地と比較すれば、それら先進地では延宝天和期（一六七三～八三）において、既に酒造石数最大千八百石を筆頭に、一千石をこえる大規模な酒造家が何軒も成立しており、天保期になると伊丹だけで、七千三百五十石余を筆頭に、一千石以上をこえる酒造人は四十一人に達している有様であるから、これと比べればもちろん但馬の酒造家の規模は小さく、零細な株が数多く占めているわけであるが、それでもさきにみた但馬における酒造業者全体の人数と酒造石高を見るならば、江戸時代を通じて但馬地方において酒造業および酒造家が果たした役割がいかに大きいものであったかを明かに察知することができ、その究明が極めて重要な意義を有していることをあらためて強く感ぜざるを得ないのである。

わが町の酒造業者の成長

現在日高町内に残存している資料で、江戸時代における当地方の酒造業の実態を知ることができるのはそう多くはないが、まず村明細帳の中から拾つてみると、酒株ないし酒屋のない村がいくつもでてくる。

松岡村 「酒屋無御座候」（宝永三年、一七〇六）

浅倉村 「酒屋無御座候」（元禄九年、一六九六）（宝永三年、一七〇六）

庄境村 「酒屋無御座候」（宝永三年、一七〇六）

頃垣村 「酒屋無御座候」（宝永三年、一七〇六）

柄本村 「酒屋無御座候」（宝永三年、一七〇六）

「酒株無御座候」（天保九年、一八三八）（弘化二年、一八四五）

知見村 「酒屋油屋無御座候、酢醤油屋無御座候」（安永四年、一七七五）

伊府村 「酒株高無御座候」（宝曆三年、一七五三）

椒村 「酒屋無御座候」（元禄九年、一六九六）

「酒造無御座候」（元禄十年、一六九七）

これに対して、時代が下るが次のような記載のある村明細帳が残存している村もある。

野村 「酒株御座候、

拾五石壺斗貳升五合

元禄十（一六九七）丑造り高

五石四升貳合

正徳五年（一七一五）造り高

持主又五郎

(宝暦十年、一七六〇)

伊福村「酒株、

式拾石 持主与三兵衛

八石三斗六升九合 持主要八

(明和九年、一七七一)

殿村「小物成御運上

銀拾匁 酒造冥加銀

(文政十三年、一八三〇)

(天保九年、一八四六)

宵田村「酒造稼人、式軒御座候」

(弘化三年、一八四六)

以上の断片的な資料のほかに、かなりまとまった資料として、大分時代が下った氣多郡内出石藩領のものであるが、天明八年（一七八八）の御巡見使に対する説明資料の中に、

「酒屋の事、御通り筋三カ村（八社宮、伏、清冷寺をさす）ニハ無御座候。郡中ニ（此の郡中とは出石領分四十五カ村をさす）酒屋拾壹軒御座候」（富森一雄文書）

とあり、その酒屋十一軒につき、酒造株高、從来製造高、現在製造高がそれぞれ記載されている。これを酒

造石数の大小順に整理して一覧表にしてみると次の通りとなる。

表33 酒造石数一覧表

計	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	酒造株高	従来製造高	現在製造高	村名	酒屋名
一、二三〇	一一〇	一一五	一二〇	二五〇	六〇〇	一〇〇	一五〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	石	石	石		
八六五							一〇〇	一四五	一四〇	一五〇	二四〇					
三三九・二	三五	六	八	一八	三〇	三〇	四八	五〇	六〇	八〇		石				
	二	七	三													
	久	椒	日	上	江	府	岩	土	宵	府						
				下			市									
	斗	村	置	石	原	場	中	居	田	新						
	太	佐	平	三	忠	孫	藤	次	太							
	右	右	治	郎	郎	右	右	右	右							
	次	五	左	左	兵	衛	衛	衛	衛							
	右	郎	左	衛	門	郎	衛	門	門							
	衛	衛	衛	門	門	門	門	門	門							

この資料に出てくる「酒造株高」は、恐らく酒造株制定の初期の頃に設けられたものとみてよいだろう。

そして、株高に比して、製造石高の制限、変動が著しいことが目につく。

前出の野村明細帳によれば、野村の又五郎の造り高が元禄十年から正徳五年にかけて三分の一に減じていることが分るが、当時の野村は豊岡藩領であるけれども、これと出石藩領の状態も相異はなかつたとみられる。

酒造業者の分布状態

ここで気多郡内における酒造業者の分布状態を調べてみると、いくつかの特徴があるのがわかる。

(1) 天明八年（一七八八）の前記資料によれば出石領内の酒屋の分布は、気多郡出石領分四十五カ村の中、十カ村に十一軒存在しているが、更にその村名をみると、府中新、宵田、土居、岩中、府市場、江原、上石、日置、といった円山川沿いの平野部に殆んど集中し、酒造石数もこの地帯に圧倒的に多い。

(2) 明治三年（一八七〇）の資料によれば気多郡内の酒造業者の数は、全部で二十人で、その所在する村数は十九カ村で、十九の村にはほぼ一村一軒の割合で酒屋がある。この村の中で旧出石藩領であったものは九カ村、旧豊岡藩領であったものは四カ村、旧生野代官所領であったものは七カ村である。この時期における酒屋は、円山川沿いのみならず、石井、野、芝、知見、栗山、佐田、觀音寺、森山などの旧生野領、旧豊岡領の三方地区の全域に散在し、更に十戸、万場、山田の奥地村々にまで及んでいる。しかし、当時の気多郡の村数は約八十であったから、約六十カ村には酒屋がなかつたとみてよいだろう。この二十カ村ぐらいの村に二十軒ぐらいの酒屋が分布されている時期的にはじまりは、延宝から元禄にかけての酒株制定の初期の時期においてはじまり、大体引き続いて幕末に至つたとみてよいのではなかろうか。

(3) 村明細帳の上からは、野、伊福、殿、宵田などの村々にも酒屋が存在したことが前掲資料にもでてくるが、この中で例えば伊福、殿、宵田には、別表の明治三年の酒造高人別改の中では酒屋が一名も出てこない。これは酒造業者の榮枯盛衰が相当激しく、酒造株の売買又は譲渡がたびたび行なわれ、全体の数としてはさして増減がない場合でも、株が他村の者の手に渡り、他村に移動する場合が少なくなかったものである

とみられる。

明治三年（一八七〇）午四月

久美浜県御支配下但馬国六郡酒造高人別改

氣多郡分（酒造高順編著作成一覽表）

10 10 10 10 10 9 8 4 4 4 4 3 2 1

五〇 五〇 五〇 五〇 五〇 六〇 七四 一〇 一〇 一〇 一〇 一二〇 一五〇 二四〇石

万佐栗十府中芝知久芝上石野村府市場上郷石井府中新太右衛門勇助

場田山戸見斗庄右衛門重右衛門八左衛門太右衛門

三郎平八三郎弥三治六郎次伊右衛門

七郎右衛門三郎右衛門四郎右衛門与左衛門

七郎右衛門

計	20	19	18	17	10	10	五〇	山田	与八郎
							五〇	日置	庄兵衛
				四五			三八・三	觀音寺	又右衛門
			三五				三〇	栗山	権重郎
							藤井	太左衛門	
								伊右衛門	
							一、五四二・三	石斗	
							二〇人		

〔知見、垣谷寛五郎文書〕

右の明治三年の表にあらわれる芝村の弥三治は、分家であり、本家の五郎治が元禄享保期には既に酒屋を営んでいたとみられるることはすでに第十一章第二節でのべた。酒造株が本家から分家へ譲渡される場合もあつたのである。

酒造株の譲渡証文

以下に酒造株譲渡の三例をあげておく。

一つは、竹貫村の山田屋市郎兵衛から上石村平治郎宛のもの、一つは上石村半兵衛から養父郡大屋大杉の徳兵衛宛のものである。売買証文の形式をとっていないから、株の譲渡に際しきらの対価が払われたか分らない。

もう一つは養父郡三谷村武兵衛から谷村弥右衛門宛のもので、三谷村は生野代官所領、谷村は旗本杉原領であつたために差出した手続願書の控である。

文、依而如件。

享和二（一八〇二）年戌十二月 日

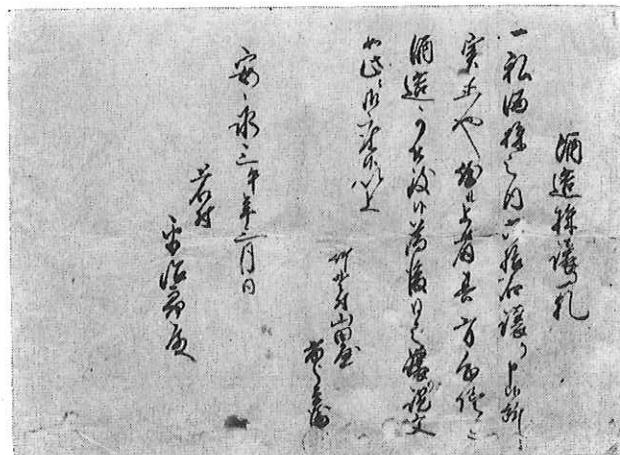


写真160 酒造株譲り一札（植坂六郎治文書）

①

「酒造株譲り一札
一、私酒株之内、六拾石譲り申候所実正也。然ル上者、其
方心儘ニ酒造可レ被レ致候。為レ後日之、譲リ証文如レ此ニ
御座候。以上。

安永三（一七七四）午年三月 日

竹貫村 山田屋 市郎兵衛 ㊞

上石村 平治郎殿

〔上石、植坂六郎治文書〕

②

「酒造株譲一札之事

一、酒造株 六拾石

右者私酒造株、此度貴殿江譲渡申処実正也。然上者、御
心儘ニ酒造被レ成候。尤此株ニ付我等儀ハ不レ及レ申、外方
より故障無ニ御座ニ候。為レ其、村御役人中御印形申受、相譲申上者、相違無ニ御座ニ候。為レ後念之、譲切証

(3)

氣多郡上石村本人	半兵衛	印
同所	組頭	惣兵衛
同所	庄屋	左兵衛
養父郡	大屋	大杉
	徳兵衛殿	
〔上石、植坂六郎治文書〕		

「乍、恐奉^ニ願上^一候口書覚

兩城御殿様益々御機嫌克^ニ可^レ被^レ為^レ遊^ニ御座^一、恐悦至極ニ奉^レ存候。

一、此度奉^ニ御願上^一候酒造株之義、同國養父郡三谷村武兵衛と申もの、私し有縁之者ニ而、酒造株讓吳候故、去冬私し相[□]、生野御役所江御願申上候處、早速御聞済被^ニ成下^一候間、何卒酒造御免被^ニ仰付^一候様奉^ニ御願上^一候。則、生野御役所之御書翰此度奉^ニ差上^一候。依^レ之、連印ヲ以^テ奉^ニ御願上^一候間、此段御慈悲ヲ以^テ御聞済之程御前宜敷御取成シ偏ニ奉^ニ御願上^一候。以上。

天保十三（一八四二）寅正月十五日

本人	谷村	弥右衛門
年寄	庄三郎	
名主	助右衛門	

杉原四郎兵衛様 御内

杉原伝右衛門様 御内

崎山元右衛門 様

太田宰兵衛 様

〔谷、篠部豊文書〕

幕府の酒造取締

幕府が無株の者の酒造隠造や、株石高の制限を破つて増造した者の取締に努力した例と
して、次に天保四年（一八三三）の酒造統制令の請書をあげておく。

また、同じ年に、浅倉村の太郎兵衛なる者の隠造が発覚し、見分の上、酒道具一切封印され、酒造が禁止された際の請書もあるのでのせておくこととする。

「乍レ恐奉ニ御請仕」口上之覚

一、酒造之義ニ付前以御触御座候処、御領分但馬国村々、無株之者共酒造隠造或ハ酒造人共増造等仕候風聞
被レ為ニ聞召候ニ付、此度從ニ御公儀様被レ仰出ニ候趣、委細被レ仰渡、嚴敷御吟味被レ仰付、恐入奉レ畏候。
夫々御吟味被レ遊候通、無株之者勿論、増石造等仕者無ニ御座候。万ニ被レ仰出ニ之趣、心得違仕候段風聞仕
候者御座候ハバ、急度御吟味之上、其當人者不レ及ニ申上ニ、銘々共迄如何様之曲事ニ可レ被レ仰付ニ候御事。右
ハ今般精々嚴敷御吟味被レ仰付ニ候処、前書奉ニ申上ニ候通り、相違無ニ御座候ニ付、乍レ恐御請書奉ニ差上ニ候。
以上。

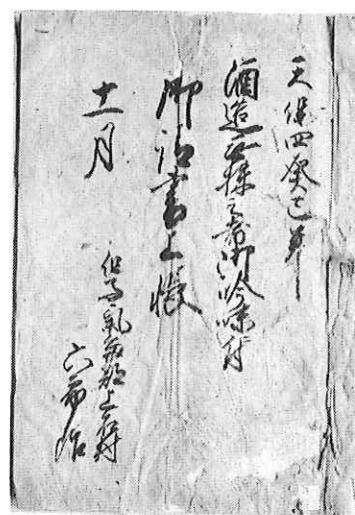


写真161 酒造統制の請書（植坂六郎治文書）

天保四（一八三三）癸巳年十一月

但馬国氣多郡 上石村

百姓代 六良治

同 組頭 彦右衛門

同 同断 惣兵衛

同 庄屋 左之助

右奉申上候通り相違無御座候ニ付、乍レ恐奥書

印形仕候。以上。

同国同郡上石村

大庄屋 左衛門

永井喜右衛門 様

』

〔上石、植坂六郎治文書〕

（この請書と全く同じ内容のものが、浅倉村にも残っている。）

「乍レ恐奉差上御請書之覚

一、休造酒造人 養父郡浅倉村 太郎兵衛

右者新株無株之者、嚴敷御吟味被仰付、奉畏候。御見分之上、酒造道具一切御封印被仰付候上ハ、少も酒造不仕候。此段村役人急度御請合、則チ御封印通り、酒造道具奉預候処、相違無御座候。万一聊

ニ而モ隠造仕候様之義御座候ハバ、当人者不レ及レ申、一村役人共、如何様之曲事可レ被_ニ仰付_ニ、為其御請書奉_ニ差上_ニ候。以上

但馬 養父郡 浅倉村

酒造人 太郎兵衛
村三役人 印

天保四（一八三三）癸巳十一月

右之通、以来隠造不レ仕候段、相違無_ニ御座_ニ候ニ付、奥書印形仕候。以上

同国、同郡

大庄屋 宿南村 印

〔浅倉、秋山忠治提供〕

次にあげる例のように、酒造人の都合で年により酒造を休業する場合もあつたが、この場合でも冥加銀は上納して株の権利は保持している。

「乍レ恐奉_ニ願上_ニ口上

一、私所持之酒造、當已年造込之儀、勝手向不如意ニ付、相休申度、尤冥加銀之儀者、御上納仕候間、願之通御許容被_ニ成下_ニ候様奉_ニ願上_ニ候。以上

寛政九年（一七九七）巳十一月

但州氣多郡伊福村

酒造人 庄屋 太郎右衛門
年寄 久兵衛

同断 市郎右衛門

稻垣藤四郎様 御手代

葛上 市太夫 様

小嶋 助右衛門様

(上石、植坂六郎治文書)

」

酒造業者の果した役割

近世における気多郡内の有力な酒屋は、酒造業を営むと同時に豪農でもあり、貨幣資本を蓄積し、土地を集積し、或は庄屋などの村役人となり、村政を支配する地位に立つ例が多かつたといえよう。

後に詳しくのべる慶應二年（一八六六）の西ノ下谷騒動の際に、打こわしの対象となつた家は一村に一軒とか二軒程度の村役人層であるが、その中に酒屋が多く含まれていることもここで指摘しておこう。

酒屋の貨幣資本蓄積の態様の一つを示すものとして、酒切手なるものがある。

栗山村の上酒屋与左衛門発行の銀一匁の額面の酒預り切手の裏面には、「右之通、慥ニ預り候上ハ、正七月晦日限り、急度返済可レ仕候。酒ニ而ハ限月ニ不レ限、何時ニ而も相渡可レ申。以上。預り主、栗山村、与左衛門」と記載されている。これは銀一匁の預り切手であるが、紙幣として流通した。

又、万場村の酒屋の七郎右衛門（官代姓）が発行した銀三分の額面の札も残っている。その裏面には「表書之通相渡可」申候。以上」と記載があり、紙幣として流通した。

これらの例は、酒造業者自身が有力な金融業者でもあり得た事実を物語っている。

又、太田村の大和屋という酒屋が発行した「酒三合」と表記された木製の札も残っている。現代では商品券というものがあるが、この木札は単なる商品券にとどまらず当時における貨幣の機能もある程度補充的に果したことができるだろう。

但馬の名産の中に、「手辺の生京酒」という酒があげられている。これは元文二年（一七三七）編の『但州発元記』にのっているし、宝曆十三年（一七六三）の『但州湯島道中記』にも「手辺、江原より一里、此所に生京酒という名酒あり」とのせられている。府中新の太左衛門が酒造株高三〇〇石を有し、氣多郡中最 大の酒屋であったことは前掲天明八年（一七八八）の資料でも明らかであるが、ここでの酒が生京酒という銘で売られたのであろう。

この府中新の太左衛門は長沢家の祖先であるが、代々庄屋となり、大庄屋格であった。長沢蓼州は安永七年に同家に生れ、秀才のほまれ高く、幼児より桜井東亭、同東門につき、やがて京都に上り皆川淇園に学び、頼山陽、梁川星巖等と交遊あり、後郷里へ帰つて庄屋役をつぎ、文政八年出石藩に対し仙石左京排斥の抗議文を上呈したため十年間蟄居、苗字帶刀差止などの処罰を蒙るなどのことがあったが、仙石左京処刑後許された。詩文をよくし、当時の代表的但馬の文化人でもあった人である。（同人伝記は第十六章第三節でみられたい）

同じ天明年間の巡見使説明資料中に出でてくる宵田村次右衛門は、現在の日高酒造有限会社「竹正宗」社長太田氏の祖先である。初代治右衛門は寛文十三年（一六七三）竹田村（和田山町）から分家して宵田に居を構え、酒造業をはじめたという。

現在の友田酒造株式会社「雪の梅」（この銘は大正期の命名）社長友田氏の祖先は、初代勘右衛門が文政年間（一八一八—三〇）に開業したといわれるが、右の資料では江原村三郎兵衛が百石の酒造株高を有していると見えており、此の持株を受け継いでいるのであろうか。この山田屋三郎兵衛はささいなことから幕末に断絶の憂目にあうこと、「江原村古記由来書」（田口文書）に記載されている。

芝村の弥三治も、明治三年の資料で百石の酒屋としてあがっている。弥三治は谷岡家を称し江戸後期に本家の酒造業より分家し庄屋をつとめ、土地を集積しているが、明治期に入り一段とめざましい大地主への成長を示し、大正十三年の五十町歩地主の調査では、谷岡家は田四十九・二町、畑十一・一町、合計六十・三町の農地を所有するに至り、但馬全域で十三位、旧氣多郡内では引野の赤木家に次ぐ第二位の大地主の地位を占めることとなる。現在の日高町の区域内では農地改革以前の最大の地主である。

上石村の六郎次（六郎治とも書く）は、明治三年の資料では百石の酒造高を有する酒屋として現れているが、安永三年（一七七四）から酒造業をはじめ、寛政七年（一七九五）頃までは粧屋（こうじや）をしていたといわれている。粧屋の屋号は現在でも植坂家および名となっているが、同家は幕末には百姓代や庄屋などの村役人の地位を占め、古文書も多く保管されている。『国府村誌』中巻一二六頁以下には同家の資料により、八代村の孫左衛門なるものが無株で酒造をしていたのを江戸沙汰で禁止させた安政年間の訴訟事件が

詳しく述べておきたい。(尚、『国府村誌』の右記事中には、安政年間ににおける氣多郡の酒造業者の株仲間は六人であること、氣多郡における酒造業者の株仲間の成立は安永年間であること、などが指摘されているが、その人数はもつと多かつたし、株仲間の成立年代も元禄以前にさかのぼりうることは既にみたとおりである)。

酒造業者は、近世の農村における代表的な貨幣経済の担い手であつた。その中には、土地を集積して大地主へと成長してゆくものもあれば、没落して株を手離すものもあつた。或は府中新の太左衛門(長沢蓼州)の如き代表的文化人も生れている。われわれは、わが町の酒造業者が近世において果した多彩な役割の中に、わが国の近世農村酒造業者のスケールの但馬における鮮やかな縮図を見ることができる。

第二節 養蚕業の展開

近世前期の養蚕 わが村々の近世の養蚕業について、元禄宝永期の村明細帳の中に、次のような記事が散見している。

「真綿、四百九十五匁三分、桑代」

「女のかせぎ、耕作の時分ハ男同前、冬春ハ表、布、はた仕候。男も耕作第一、冬春ハ繩、俵稼ぎ、籠ども仕候。又、桑木取ニ参り由候」。浅倉村(元禄九年、一六九六)
「真綿、三百六拾匁、桑年貢」。椒村(元禄十年、一六九七)

「桑少し御座候ニ付、真綿四拾目上納仕候。養蚕少し宛仕候。但し自桑少しこと御座候ニ付、買桑ニ而銅

申候」。松岡村（宝永三年、一七〇六）

「かいこ、少しづつ仕候。女の稼、布、木綿ニ而御座候」。浅倉村（宝永三年、一七〇六）

「桑、御座なく候。女稼、畠之草取の間、布少々仕候」。海老原村（宝永三年、一七〇六）

「桑、御座候ニ付、真綿三百四十七匁五分、御運上仕候。蚕、少々仕候」。頃垣村（宝永三年、一七〇六）

「女稼、夏ハ畠の草取、少々かいこ仕候。雪の内ハ布少しづつ仕候」。柄本村（宝永三年、一七〇六）

「桑、楮、共御座候。かいこ、仕候。女稼ハ三月より八月迄山畠へ参、草手仕候。其間ニ布仕候。十一月より三月迄ハ紙仕候。其間ニ布仕候」。椒村（宝永三年、一七〇六）

「桑役、御座候。蚕、少々仕候」。猪爪村（宝永七年、一七一〇）

これらによると、海老原村のように、桑がない村もあったことが分るが、大体は桑を植え、かいこを飼い、真綿を作り、これを運上として物納で上納しており、女の稼ぎの中で養蚕は大きな役割を占めていたことがわかる。この時期の桑は、まだ茹桑栽培は行われず、立木の桑の葉を摘むのみであったが、松岡村のようには、自分の桑が少ないので、他村から桑の葉を買ってかいこを飼ったところもあった。浅倉村では男は桑木取に参るという記事があるが、この桑木取というのは、かいこを飼うための桑の葉摘みのことではなくて、燃料用にするための桑の木を取りにゆくことであろう。

近世初期の養蚕業の中心は畿内およびその周辺にあつたといわれるが、但馬地方の養蚕業は、近世前期において、我が国における中心養蚕地の一つに成長していたとされている。元禄時代に刊行された『農業全書』

の中に、「柳、桑を多く仕立つる事は、西国ならば、丹後・但馬辺に委しく其制法をならひ、……又東國の方ならば、武藏・上野などにて万の仕立法を詳に聞ならひ、……仕立てる事肝要なり」と説かれ、又、元禄四年（一六九一）の『日本鹿子』という書物に掲げられている絹織物関係の名産地の中に、絹の但馬があり、紬や糸の丹波がある。丹波は元禄時代にすでに蚕種の生産地として認められていたという。しかしながら、山陰における養蚕は、農業生産力の低水準のところで、自給的な主穀生産を補充する役割を果す副業として成立したのであった。

近世中期の養蚕

江戸中期になると、次のような資料がみられる。

「銀、四十八匁八厘、定納、桑役。男女平生農業之間、稼の事、男ハ農具、繩、俵、等の外、稼御座なく候。女ハ布、木綿少々づつ仕候。自分入用程ニテ御座候」野村（宝暦十年、一七六〇）

「御小物成、上銀、九匁九分、桑役御座候。男女平生農業の間、冬春ハ繩、こも、筵、其外年中の入用、わら細工仕候。女ハ布、木綿、少々仕、其外身かわの継ぎ等仕候」伊府村（宝暦三年、一七五三）

又、宝暦五年（一七五五）に、生野代官所領十五カ村（伊福・上郷・藤井・久斗・久田谷・篠垣・佐田・知見・森山・栗山・野・庄境・十戸・稻葉・三原）が連名で生野代官へ提出した「但播州通船願」の覚の中に、次のような記載もある。

「一、真綿、無御座候。

一、糸、三、四拾貫目、取申候。是ハ丹後宮津絹問屋へ売払申候。

一、木綿、六、七拾貫目、是ハ銘々遣料ニ仕、売不^レ申候。

〔鶴岡、河本洋一文書、抜萃〕

ここに明らかかなように、宝暦の頃には、野村や伊府村の如き生野代官所領の村々にあっては、桑役は銀納の定納小物成が行われており、真綿の売買や木綿の売買は行われていないのに、生糸が丹後宮津の絹問屋へ売却されている。生糸の相場は毎年変動が非常に甚だしかつたから、毎年三、四十貫目の生糸の取引は、貨幣經濟の進展を背景にしてはじめて行なわれ得たものといえる。丹後機業が享保年間に京都の西陣から加悦谷地方に移入されて以来、原料糸を丹後・丹波・但馬の三丹地方から供給を受ける条件が成熟したのであつた。

『但馬湯鳴道之記』によれば、享保十三年（一七二八）当時の但馬の養蚕製糸業の姿を伝える記事として、「土田、此辺數里の間、畑に桑を植て利とす。蚕を飼の料也。すべて丹後、但馬の両国、専、絹を織て業とするゆへ也」とい、『竹田（中略）此所より絹を織て出す。家々に機をたつる事、京師の西陣に似たり。是より東、丹波篠山にゆく道に柳瀬といふ所あり。絹を織る事、此所にかはらずと也。丹後絹といひて諸国へ売出するも、おほくは但馬絹なり」という。

土田は、現在の朝来郡和田山町和田山附近であり、ここ数里の間というのは、八鹿より和田山へかけての円山川沿いの村々をさすといえよう。竹田も柳瀬も、南但の円山川沿いの平野部である。この地方は但馬においても商品生産の先進地帯ということができようか。

『但州湯鳴道中独案内』（宝暦十三年、一七六三）にも、竹田の項に「此辺より絹多く織出す」とある。

『神美村誌』によれば、貞享三年（一六八六）に三宅村（豊岡市神美地区）にあつた三十石造りの酒屋が抵当質流れで豊岡きぬや五兵衛の所有に帰し、このきぬや五兵衛は豊岡でも代表的な宿屋であり、絹糸問屋でもあつたが、明和四年（一七六七）には森尾村平尾源太夫へ土地九町五反余を売渡した、という事実が指摘されている。

但馬地方における養蚕、製糸、そして生糸の売買が近世中期において大きく発展し、更に織布過程が余業として展開してゆくのと相まち、商業高利貸資本の蓄積、地主的土地区画への道へと大きくつながつていつたのであつた。

桑役銀納と真綿運上代（養蚕年貢）の集計されたものがある。それを表にしてみると次の如くである。

出石郡村々桑代真綿集計表（宝暦七年）

区城	村数	石高合計	桑代合計	(編者計算) 高石に付 割合
出石郡の内				
町分	三〇	二、三〇一	七・四三三	
下郷	一一、九九八	二八・五四三	三・一二	
山之内	四〇	七九・八五五	二・四	
氣多郡	四八	九、九八八	八・〇	
	一二、三三九	二八・八六九	二・三	

養父郡	五三	一〇、三三九石	九五・五六九匁
美含郡	六四	一〇、七九三	二〇・〇八三
以上合計	二三五	五七、七八八	二六〇・三六八
			四・五

〔六郡村高並御曲尺附、出石町、長尾文書、より作成〕

これによればこの時期における出石藩領の村々の養蚕に対する小物成は真綿物納となつてゐることがわかるが、村高に比して、氣多郡の桑代の率は一石につき真綿二・三匁平均と低く、養父郡や出石郡の内の「山之内」（現在の但東町方面）の方が桑代の率が真綿九・二匁、八・〇匁平均とそれぞれ遙かに高いのと対照的であつて、氣多郡や、出石郡下郷や、美含郡の村々は、養蚕地帶としては養父郡や出石郡山之内の村々ほどの生産をあげていなかつたものといえよう。

但馬地方全域にわたつて、養蚕業がひろく行なわれていたことを示す具体的な数字としては、この宝暦年間の資料がまとまつた最も古いものということができ、貴重な価値を有している。

又、次のような資料もある。

「御小物成、米、一石七斗六升一合、桑役」伊福村（明和九年、一七七二）

「銀、二十九匁五分九厘、桑役茶役漆役鉄砲役共」知見村（安永四年、一七七五）

伊福村も知見村も共に生野代官所領である。そして知見村の桑役は銀納化している。伊福村の桑役は米であるが、しかし必ずしも米納ではなく、代銀納の場合もあつたようだ。いずれにせよこれらの資料からみれば、出石藩領の村々と、天領の村々との間には、貢租徵収の方法に非常に大きな相違が存在していたことが

明らかである。

そしてそれは江戸時代後期まで続いてゆくことが、次の村明細帳の資料からも知られる。即ち、生野代官所領の殿村では桑役銀納であり、仙石騒動天保上知まで出石藩領であった柄本村では真綿運上が行なわれていた。

「小物成御運上、銀百三十五匁六分二厘、桑役銀」（殿村、文政十三年、一八三〇）

「桑木少々宛御座候ニ付、真綿四百五十八匁、御運上仕候。女の稼、夏ハ烟の草取、養蚕仕候。冬春ハ布少々宛仕候」。（柄本村、天保九年、一八三八）

上垣伊兵衛守国 養父郡大屋の人上垣伊兵衛守国は、但馬の養蚕業の歴史の上で逸することの出来ない養蚕の父ともいいうべき人物であるが、同時に日高町の養蚕業の発展史上も忘れるものでない業績を残している。

守国は藏垣村の庄屋であるが、明和七年（一七七〇）に奥州福島に至り蚕種を買い、携え帰りこれを養い、安永元年（一七七二）には養蚕業を但馬・丹波・丹後の三丹にひろめ、安永四年（一七七五）には江州（滋賀県）の蚕種を買いこれを山陰道山陽道に販売したという。

そして特に日高町と関係深いのは、寛政九年（一七九七）に、はじめて蚕室を氣多郡奥佐野村に設け、蚕種紙を製して四方に販売し、享和三年（一八〇三）大屋の自宅で蚕種を製し、奥佐野村の蚕室を撤去するに至るまで、毎年そこでこれを続けたことである。その間享和二年（一八〇二）に『養蚕秘録』を著してい

『養蚕秘録』にまとめられた殖養の方法は良法と称された。この『養蚕秘録』は、守国の多年にわたる養蚕諸国を回歴しての見聞、研究、経験の結果を豊富な図解入りで、具体的に詳しく懇切周到に著述したもので、わが国の数ある養蚕解説書の中でも抜群屈指の名著の一とされており、当時の新しい技術として、桑の接木法とか蚕網利用なども出て来ており、この書の中に描かれた多くのさし絵の図には、当時の人々の養蚕に従事する姿が生き生きと細かく描かれていて、本文の平易な解説と相まって、当時の養蚕の有様を知る好個の資料となつてゐる。



写真162 養蚕秘録（和田山町 福富林一蔵）

る。そして文化三年（一八〇六）五十六歳で死んだ。

守国は、古来養蚕業が多く行なわれているのに、くわしくこれを飼育する方法を知らないために十分成果をあげることができない状態を慨歎し、奥州の蚕が全国最上とされたためはるばる福島に出かけてゆき、年月をかけて養蚕の方法を学んで但馬に帰り、氣多郡納屋村（上佐野）の水浜が奥州の土地風土と似てるので、そこに居を定め、桑を植え、蚕を飼つたが、桑も蚕も共によく繁殖したので、これで蚕種紙を造つて國中に販売したのであつた。守国は、その著『養蚕秘録』の中で、「地面宜しき川筋の場所へ上桑を作り、或は刈桑、又はもぎ桑などにし、飼養した蚕の上繭から出た蝶を選んでとれた種を最上とす」とのべているが、実地にこれを行つたわけである。守国の蚕種は良種とされ、又、

守国が上佐野村に設けた蚕室がどの辺にあったのか、どのようなものであったのか、その跡は現在は判明しないが、昭和初期まで国府地区では蚕種の製造場が存在していたのは、伝統というものであろうか。

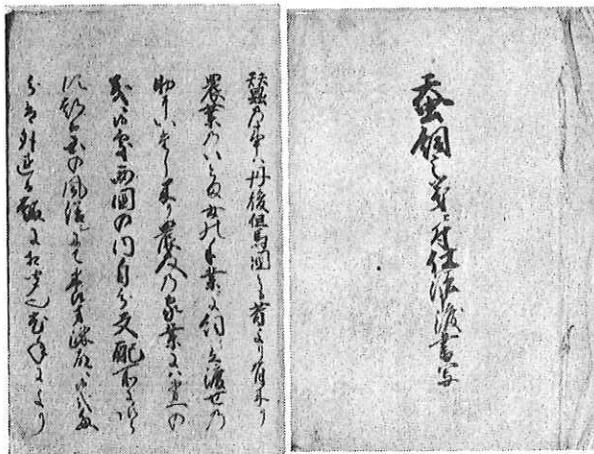


写真163 蚕飼仕法申渡書写（竹野町 富森一雄文書）

蚕飼仕法申渡書

「蚕飼」の義に付仕法申渡書」と題した、寛政九年（一七九七）に、久美代官所が頒布した養蚕技術の指導書が残っている。これは享和二年（一八〇二）出版の『養蚕秘録』に僅かに先立つが、苅桑の栽培法からはじまって、蚕種、かいこ、まゆの飼育法につき具体的に詳細に記述している。この指導書は全文

『港村誌』にも収めてあるが、富森一雄文書の中にも発見された。『港村誌』所収のものと若干相違点もあるので、全文をかかげておく。

蚕飼の義に付仕法申渡書

蚕の事は、丹後・但馬国とも、昔より有り来り、農業の夫婦共の内自分支配あり、いとま、女の手業に飼い立て、渡世の助にいたし来り、農人の家業には第一の義に候處、両国の内、自分支配所に限らず、すべて国の風俗にて、養方疎か故に候や、多分當

は、ずれる趣に相聞く也、もつとも年により当り候分もこれあり候へども、関東辺の蚕に引くらべ候ても、六、七分にも行届かざる趣にて、歎かわしき事に候。元來蚕種は、奥州福嶋を最上といたし候事にて、関東などは養方も行届き候上、右福嶋種の内吟味いたし、飼い立て候故、少々の当り不當りはこれあり候へども、は、ずれ候と申す義はこれなきを相考え候へば、蚕は年の氣候、人の運によらず、種たねと養方やしなひかたとにこれある義、歴然に付、当國のものどもも、関東の養方を会得いたし、差はまり、飼い立て候はば、多分の助成に相成、困窮ものも貧苦を逃れ、おのずから土地も繁昌致すべき義に付、試のため、当冬（寛政九年冬）より福嶋蚕種吟味の上取寄せ、丹後国は同國竹野郡莘野村、孫左衛門、但馬国は久美浜村、雄次へ世話申しつけ候条、前文の通り相心得、以來蚕飼を望む者は右の者どもへ相対の上、蚕種受取申すべく候。則ち、養方手入等の義は左に申し達し候。

一、蚕飼の本は桑に候へば、まず桑を育てる事肝要に候。桑は丹後、但馬とも、古来よりの風俗にて、大木の葉を摘みとり来り候へども、大木にては多く植立ちがたく、蚕繁昌の土地にては、引き足らざる故、関東辺にては多分にかりくわ茹桑を相用ひ候。茹桑は性分も強く、葉もやわらか故、蚕のためにもよき道理に候条、その意を得、以來茹桑をもって蚕飼いたし、馴れ候様、心懸くべく候。

一、桑の作り方は、よく熟し候黒き実を取り、そのまま腐れ繩にすり付け、苗畑を下肥いたし、よくならし、竹の先にて筋を引き、その筋の中へ右の繩をはへ、その上へ土を二、三分かけ、しかと踏み付け、糞を覆ひ、芽生えの上、糞を取り申すべく候。実植より五、七日程には生え出るものに候。もつとも蒔きつけ时节は四、五月の中、暑氣に向い候時分、蒔きつけ申すべく候。日和続きにて潤これなく候はば、朝夕、白水

をかけ、草など生えざる様、手入いたすべく候。さて生え出では、そろそろ糞をかけ、油断なく手入いたし候へば、しばらくの内にはよく生えるものに候。それより掘り取り、あいだ五寸程置きて、惣畠へ一面に移し、植木の勢いを見て、又々二尺程置きて植かへ、翌年の春より木の模様にしたがい、根際より二、三寸残し、刈り取り、葉は蚕に飼ひ、茎は皮をとり紙にすき申すべく候。か様に年々芽生えの分刈り取り、四、五年も過ぎ、株の勢い弱りたる時分、代るがわる堀り取り、又、新規に苗桑を植え足し申すべし。尤も、夏蚕飼い候村方は、桑半分刈残し、夏の手當に致すべく候、勿論、畑の廻りには桑子（桑の花也）または、実を取り候ため大木を見つくるひ、手入いたし立て置くべく候。

一、桑、楮（当國にてはかじいと云）の類ひは、土地により相応、不相応の国がらこれある処、桑に限り、西国にては丹後・但馬、東国にては武藏・上野、此国と相応いたし候段、古き書物にも相見え候へども、其の国に生れ、粗略に心得べき筋にこれなく候間、差はまり、油断なく精を出し植え立つべく候。

一、蚕は種の青み遅きとて、天日にてて、或は懷中へ入れ、又は火の側に置く事よろしからず、広き紙につみ、拾又は綿入などに包み、暖かなる高き所にかけ置き、火を少しづつ焼き、昼の内、五・六度程づつひろげ、風を入れ置き、自然と青み出る様にいたし、青み候はば、鳴居のあたりへかけおき、さて、掃き初める日に、桑子とて桑の花を、種一枚に五合ほどの積りをもつて、手にて揉みくだき、まず飼籠の内へ糲糠をしき、紙を敷き、その上に蚕をむらなく並べ、桑子をふりかけ候。尤も、最初、羽にて掃き落し候事よろしくらず、兩人にて種紙のあと先を持ち、竹の箸にて種紙のうらよりそろそろ打落し、下に敷き置き候紙へ蚕の取り付きたる時、その紙をふるひ、種がらを落し、前のごとくむらなく並べ、桑子をかけ候事、秘事のよ

しに候。

一、右の通、桑子を沢山にかけ、翌日より一日に一度づつ蚕尻じりを切るべし。（当國にては尻をかえると云也）。二日の間桑子を毎五度づつ懸くべし。三日目より桑をかけ初め候。蚕尻を切る時、最初は虫小さく、箸にていらひ候へば蚕痛み候。その時は蚕の上へ糠をふりかけ、その上へ桑をかけ候へば、蚕ことごとく上へ浮き、桑に取りつき候を、羽にてそろそろはらひ落し候へば、蚕尻は下に残り、蚕は外へ移り候。蚕成長の上は、手にて取扱ひ候へば、この事に及ばず候。とにかく蚕尻は度々切るべし、蚕尻高くなり、捨置き候へば、色あしく、糸も立ち兼ねるものに候よし。

一、すべて蚕には、鰻を焼く事、杉の青葉、麝香じやこう、乳香、薰陸まつやく、烟草たばこ、魚油、塩、蠟燭の消し跡、桑には煤すす、蚕種には酒、いずれも大毒に候よし。

一、蚕休みの間に羽虫ありて、痛める事これあり候。羽虫は朽木またはごみ深き所より湧くものに候へば、入念掃除すべし。若し羽虫にて留り候節は、干鰯と小魚の生干を、一所にあらく藁にて包み、苞くわにいたし、三ヶ四ヶ所にかけ置き、羽虫取り付きたる時、外へ持ち行き振り落し、右の苞くわをまたもとの所にかけ置き、幾度も同様にいたすべし。

一、蚕は寒氣を厭わず、温氣を畏るるものに候。寒く飼たる蚕は、一体急がず、品により桑を喰いかねる事もあれども、舟起ふねおきりより急ぎ揚あがりに捨つる事なし。初めより夜着蒲團につつみ、または火の側におき、紙帳しじょうなどにて温めたるは、二つの起りまでは急ぎて見事なれども、舟より悪しくなり、或は不揃ひになり、揚りに捨る事多し、とにかく、蚕は掃立より一つの起りまでの飼かたばかりに候へば、掃立より棚へさし入れ、

何にもかけず、寒く育て、桑を多く飼たるは、揚りに十分と知るべし。

是、当国と違ひたる所に候、然れども、当国などにて春の内、雨降り、雪景色になり、只ならず寒き事あり。その節、よほど離れて屏風をたて、少し火を焼くべし。火強ければ、蚕損じ候。とにかく、右の節は天井をはらひ、高き所に竹を渡し、その上へさし入れて置く事、よろしく候。天井を張り候へば、温氣迫りて蚕損するなり。常はただ家内を取りはらひ、涼しくして桑多くつけ、飼ふ事肝要に候。夜もその心得にて、高窓などを塞ぎ候事、悪しく候。^あ惣じて掃立より三日の内を涼しく飼候事、秘事のよしに候。

一、掃立より桑を沢山かけ、七日八日目に休むを上とし、六日目に休むを中とし、四日五日目に休むを下の蚕とする也。とにかく掃立より暖めたる蚕は、休みも急ぐもの也。か様に休み急ぎ候下の蚕は、たとへよく育ちたりとも、二、三分ならではなきよしに候。

一、休のせつ、寒氣強く不揃いにて、休む蚕の内未だ休まぬ蚕、又は、起る蚕の内に起りかねる蚕あるを、すべて「うき」といふ。是は、うきを早くとり、外へ移し、休ますべし。奥州にては、うきをとらず、残らず休めきり、半分起したるまで、ふり桑を与へ、この所にて二桑ひかへて、桑付くる也。是は、何方へもその理はこれあり候へども、銘々いたしなれし候方にて考へ合すべく候。

一、二階にて蚕飼ふ事好ましからず。二階は屋根へ近く、温氣強き故なり。もしよんどころなく二階にて飼ひ候はば、下にて焼火に心を付け、桑を離れざる様に飼ふべく候。取わけ新宅は天日、茅間より通り、温氣にむせて蚕多くは減ずるよし。新宅は、その心得にて飼たつべく候。

一、桑に水氣あれば、蚕によろしからざるよし申し伝へ候へども、南風などにて暖まる小二階の蚕に、桑忽

ち枯るる事これあるよし。右のせつは、水強く打ちて飼候事、よろしきよしに候。

一、庭起り前に、桑を剥ひたる事あらば、桑一束づつ水を打ち、桑屋へ入れ、傾かぬ様にして、毎日水一度づつ打ち、上へ新しき敷藁、菰こもを置くべし。七日程は持ち候よし。

一、蚕は桑に離れたる時の休の間に痛み候よし。心付くべく候。

一、蚕やとひ（やとひ＝上族）候事は、早くひきり（当國にてはすがくと云）（すがく＝桑をたべなくなる状態）たるを随分ひろい、別に揚あげ、此の如く二日程もして、打桑にて残らず揚ぐべし。か様にしたる蚕は、種一枚にて、繭およそ五貫目は有るべし。若やといは吟ばかりよくて、貫目二割も少なく、ねばりなきものに候よし。やとひ時分は、随分暖かにやとふべし。前文の通、早くひきりたるを拾い、その跡を蚕尻じりを替る事、秘事のよしに候。

一、繭はやとひの日より六日目には、早速天日にあつべし。もし長雨の節は、繭を籠に入れ、右籠に応じ、三方へ壁をぬり、下へ炭火を沢山におこし、その上へ藁を焼かけ、火勢を押へ、火より二尺四、五寸も高く竹をわたし、その上に籠をおき、渋紙をかけ、琉球などにて息のぬけぬ様にして、しばらくあつて手をつけみるに、繭乾きたるを合図にして、取替へ申すべし。天日にてたるに、違いたる事なきよしに候。

一、蚕不淨ふじょうまけとて、半身又は、惣身とも、赤くなることあり。その時は「こくさぎ」といふ木の葉をもみ出し、桑に打ちて与へ候へば、早速なおるなり。すべて蚕煩わざふには、此葉の汁を桑に打ち、与ふべし。その他、何にても、臭氣のもの取扱ふ時は、此木の葉を二、三枚火にくすべ候へば、その難を逃れ申すべく候。甲州にては蚕飼の家は必ずこの木を垣根に植え候よし。すべて蚕の人夢と言伝へ候事にて、追々この木も国

中にひろまり候様、手当申しつけ置き候。

一、蚕の道具は、籠飼かごかかにいたすべし。籠はおよそ横三尺、長さ四尺位にして、一間せんの棚へ二枚さしの積りに候。棚は高さ六尺にして、棚の間七寸位あけて、造るべし。種一枚につき、籠八十枚の積りなり。七十枚にて済むべく候へども、十枚は余計にして置くべく候。か様に籠にて飼へば、涼やかにして、蚕に暑さを受けず、筵にてはほめきてし損じあり。籠飼は上棚、下棚折々抜き替えに便利に候。桑懸くるときもむらなく懸り候。やとひの節も、やとひ籠とてあれど、その節は籠にも及ぶまじく候。

右の通申渡し条、村々村役人どもより世話いたし、銘々百姓どもへもらさざる様、とくと申し聞かせ、差しはまり、作間にしゃつせん出精飼立候はば、多分の助成に相成候事故、追々村柄も繁昌致すべき義に付、心得違いなき様、とくと申し合せ、相励むべく候。もつとも、本文、糸、繭、並に桑皮など、壳捌うきばきかた方さしつかえもこれあり候はば、申し出次第、早速壳捌け候様、取はからひつかわすべく候。これより、蚕飼仕法書相渡し候。以

上

寛政九（一七九七）巳年五月

野村権九郎 御役所（久美浜代官所）

〔竹野町、富森一雄文書〕

右の中にのべられている事柄の中で、苅桑栽培の方法は但馬地方にも普及をみたのであるが、「こくさぎ」という木はひろまらなかつたようである。この養蚕飼育法の手引は、『養蚕秘録』と共に、当地方の養蚕方法に大きな影響を与えたものとみられる。

久美浜代官所の生糸売買規定

さきにも述べたように、丹後の機業が発展する条件として、但馬の養蚕製糸の発展がみられ、生糸が氣多郡内の村々からも宮津の絹問屋へ売られていた。この流通過程に久美浜の代官所が行政指導を行なつていて資料があるので紹介しておこう。

これは文政六年（一八二三）に氣多郡十四カ村の生糸商人の惣代として、十戸村の百姓四郎右衛門と儀平の兩人が、久美浜の百姓嘉兵衛及び、今西七郎兵衛、山本甚左衛門と連印で差上げた規定書であるが、まず、生糸や布を売買する商人には、身元を取調べた上、合印を渡すという一種の鑑札制度をとつており、問屋の口銭（手数料）としては、宮津では売手から二分、買手から一分の定めであるが、氣多郡内の商人については売手一分五厘、買手一分で合計二分五厘に定めて村々融通を引立てるため宮津よりも割安にすることとし、糸代銀の支払は、糸売買の期日より三日以内に問屋より正金銀をもつて受取り清算をなすべきこと、などと定めている。

これらはいずれも、久美浜代官所が生糸の売買流通について積極的にこれに取組み、奨励していたことのあらわれであつて、さきにのべた「蚕飼仕法申渡書」が生産技術指導の面からのみなみならぬ取組み方を示しているのと並んで、流通面からの幕府の振興政策をよく物語っているが、幕府がなぜこのように生糸流通を奨励したかというと、それは農民の側からの、自家生産の生糸を久美浜へ持出して売さばき、換銀し、その代銀をもつて年貢上納用の代銀に充当したいという要求と合致したからであった。その間の事情を裏付ける文政六年（一八二三）の「乍恐書付を以御願奉申上候」という資料も併せてのせておく。



写真164 生糸売買規定之事（河本洋一文書）

一、糸布売買之儀ハ、村々商人之分、身元取調候上、夫々名前ヲ記し、山本甚左衛門より合印、渡レ之、久美浜へ持出候節、右合印目當テニ世話致し可レ申候。小前売買之節も、右之積を以、取引可レ致候事。

但、御支配所村々之内、売買致度者も有レ之、申出候得バ、身元相糺候上、合印遣し可レ申事。

一、糸売買、問屋口錢之儀、聞合候処、宮津ニ而ハ賣方貳分、買方壱分之定ニ候得共、此度村々融通引立之ため取あつかい候儀ニ付、糸壹把ニ付、賣方より壱分五厘、買方より壹分、都合銀貳分五厘請ニ取之、世話可レ致定ニ候事。

一、糸売買ニ付、百壱喰合と唱ヘ候入目之儀ハ、糸目五百目ニ付壱匁ニ御座候故、其通り相定申候。くくり入目之儀ハ是又通例之通り、糸目四百匁より五百匁迄、壱くくり壱匁ニ定候事。

一、浜糸入目之儀ハ、通例通之定ニ候事。

一、糸代銀渡し方之儀ハ賣人買人商仕、才其日（期日）より三日限、問屋より受取、渡可レ致候事。
但、金銀融通世話致し候ニ付、正金銀を以、取引可レ致候事。

右之通、規定仕候処、相違無ニ御座ニ候。依レ之連印書付奉ニ指上ニ候。以上

文政六（一八二三）未年九月

氣多郡十四ヵ村商人惣代

十戸村百姓 四郎右衛門

儀平

久美浜々

嘉兵衛

今西七郎兵衛

山本甚左衛門

久美浜御役所

〔鶴岡、河本洋一文書〕

「乍々恐書付を以御願奉申上候

一、但馬国氣多郡組合村々之儀、先前より豊岡、出石両所銀札取用、融通仕来り候場所柄ニ御座候所、近年両所銀札場、引替方差支、自然不通用ニ相成、御上納兎角難渋仕、既ニ先御支配様へも御願奉申上、厚御世話被^{カナリ}為^シ成下^ク、ケ成相続罷在候得共、一躰、銀払底ニ付、連々不融通ニ相成、難渋仕候間、折々、出来糸、久美浜へ持出、正銀ニ壳捌、御上納手当ニ仕度奉^ク存候間、當所山本甚左衛門、并、嘉兵衛へ申談候處、成丈世話致し吳候旨、申聞候ニ付、後日熟談仕候間、何卒御聞済被^シ為^シ成下^ク、右之儀被^シ仰付^ク、被^シ為^シ下候ハバ難^シ有奉^ク存候。依^レ之、乍々恐連印、書付を以、御願奉申上候。以上

文政六年（一八二三）未年八月



写真165 生糸御改定之書
(河本洋一文書)

幕末の生糸検査

幕末になると安政の開港以来、生糸の輸出が急激に増加するようになり、幕府は生糸の検査を行うこととなつた。

御役所

谷

儀兵衛

左衛門

嘉兵衛

山本甚左衛門

〔鶴岡、河本洋一文書〕

幕府からの指示にもとづき慶應二年（一八六六）には生野代官所は「生糸改方手続書」を定めているが、氣多郡内では伊福村、上石村の二箇所を選び、市日を定めてその場所へ、もよりの村々から糸を持参し検査を受けることとなつた。肝煎は伊福村は助左衛門と多田屋村弥一右衛門の二人、上石村は二左衛門と加陽村二平次の二人であつた。あらかじめ村々へ触れ出されていた市日になると、生糸

には但馬国何郡何村何某という名前と、目方を表示する印形のある小札をつけて売主が改所（検査場）へこれを持参し、そこで小札と目方の再検査を受け、小括りをし改印をしてからこれを買主に引渡した。買主は更に帳面と糸と突合せ、出張役人の検査を受け、口糸銀を徴収された。口糸銀は、生糸の目方十貫目につき銀二十目宛と定められた。この手続規定によれば、生糸検査の対象としては、生産者の住所氏名のほか量目検査をするにとどまっており、品質検査には及んでいない。

外国行の輸出予定生糸の検査については「改方之式分通迄ハ差免、改朱印、可打渡事」とある。

又、口糸代銀のほかに、秤口世話料として生糸の目方十貫目につき銀四十目宛肝煎へ支払うよう定められ、出張役人の経費などもその内からまかなかれた。

生野銀山廻り村々では、養蚕はしているが多くはまゆで売り、くずのまゆを少し糸に取った分を役所へ差出して検査を受けるという状態であった。

以上の手続による生糸改めが行われたのは慶応二年と三年の二カ年だけであったといわれる。

機械製糸への準備段階

慶応三年（一七六七）における生糸の生産額は次の如き数字が残っている。

朝来郡 一四三五・四一三四一（貫）

養父郡

三三三一・二六九八二（貫）

氣多郡

五一七・三四二六三（貫）

出石郡

六六・九〇一〇九（貫）

次に元治元年の数字は次のとおりである。

(安政六年、絹糸出高書上帳、河本洋一文書、より作成)

多田屋・日置・伊福・岩中・地下・久斗・道場七カ村合計 二五・〇(貫)
 松岡・土居・府市場・府中新・堀・野々庄・池上・芝・上石九カ村合計 五三・二(貫)
 上郷・久斗・野・佐田四カ村合計 二六・二(貫)

五九)と元治元年(一八六四)の生糸生産額の数字がある。
 まず安政六年の数字を示せば次のとおりである。

氣多郡内における生糸生産は、幕末に急速に増大した。ここに右慶応三年の資料に先立つ安政六年(一八

生糸取調 但馬郡 養父郡 多田屋村 合計 上石村二左衛門、加陽村二平治組 府中組	庚 寅七月 農 蚕 絲 多 田 屋 村 合 計 一 一 三 ・ 六 六 五 〇 一 (貫) 八 四 ・ 七 一 〇 二 七 (貫)
--	--

写真166 慶応3年生糸取調
(河本洋一文書)

(慶応三年寅七月、生糸取調、河本洋一文書、より作成)
更に氣多郡の内訳をみると次のようである。

伊福村助左衛門、多田屋村弥一右衛門組

多田屋・日置・伊福・岩中・地下・久斗・道場七カ村合計	五五・二（貫）
松岡・土居・府市場・府中新・堀・野々庄・池上・芝・上石九カ村合計	一〇〇・〇（貫）
上郷東・中郷・引野・土淵・加陽・清冷寺・伏・八社宮八カ村合計	九九・六（貫）
上郷西・久斗西・野・佐田・伊府五カ村合計	五四・四（貫）
以上二十八カ村合計	三〇九・二（貫）

〔元治元年、生糸生産高書上帳、河本洋一文書、より作成〕

安政六年の数字と元治元年の数字を比較してみると、この五年間に、生糸の生産量が丁度二倍に増加していることが分る。元治元年は生糸の上作の年といわれているが、それにしても右の安政六年、慶応三年の三カ年の生糸生産額の数字は實に著しい増加ぶりを示すものといわねばならない。即ち、安政六年の開港以来、当地方における生糸の生産額は、元治元年までの五年間に倍増して、殆んど百五十貫ほど増加しており、更に慶応三年までの三年間に二百貫以上増加したのである。さきにみた宝曆五年（一七五五）の「但播州通船願」の調査報告資料の中における氣多郡内の生野代官所領十五カ村の生糸生産額は、三、四十貫にすぎなかつたのであるが、それより約百年経過した安政開港の時点において、約百五十貫に達し、更に十年たらずの間に三百五十貫以上増加していくことが知られる。

このような急速なテンポによる養蚕製糸業の展開は、その我が国における資本主義的発展の一端を示している。そして、但馬における製糸業に大規模な近代的機械生産の導入が必然的に要求されることになった。明治五年に政府が殖産興業政策により群馬県富岡に製糸工場を設立するや、機械製糸技術の習得のため、

いち早く但馬よりも旧出石藩より工女二十五名が派遣されている。そしてこの工女が明治十一年に帰郷してくるや、その一部は明治十二年から日高久斗村に設立された兵庫県模範製糸場に分遣配属されている。この兵庫県模範製糸場は、姫路大日磧製糸場を県営に移管し、移転してくるのであるが、かくして久斗は機械製糸の但馬における重要な拠点となるのであった。江戸時代を通じての当地方の先人の努力は、技術と資本を蓄積し、このような新らしい近代的産業社会の飛躍への時代を準備したのである。

第三節 近世的職業のいろいろ

氣多郡内の工と商

近世の封建社会においては、士農工商などの身分制度が成立したわけであるが、農村地帯においては住民の大部分は百姓農民であつて、武士や町人は殆んどいなかつた。氣多郡内に、どの位の工商の身分の者が住んでいたか正確な数字は知るよしもないが、ここでは残された僅かな資料を手がかりにして調べてみるとしよう。

阿瀬の金銀山関係については、第十三章第二節でまとめて触れているし、最も代表的な在郷商人としての酒造業者については、既に、本章第一節で考察されているから、ここでは触れない。
まづ元禄宝永期の明細帳の中に次のものがみえる。

「商人五人、塩壳ばかりにて御座候」（浅倉村、元禄九年、一六九六）
「木挽一人、庄五郎、座頭一人」（浅倉村、宝永三年、一七〇六）

「馬喰（ばくろう）一人、重右衛門」（頃垣村、宝永三年、一七〇六）

「大工三人御座候、利右衛門、安右衛門、徳左衛門。木挽一人、三郎右衛門、只今ハ病者ニ而役ニ立不レ申候」（柄本村、宝永三年、一七〇六）

「医者、甚澄と申者御座候」。

「大工、木工右衛門と申者御座候」。（椒村、元禄九年、一六九六）

「紙漉、御座候」

「大工、加兵衛と申、御座候」

「桶大工、長右衛門と申、御座候」

（椒村、宝永三年、一七〇六）

更に時代が下ると、宝暦明和期の明細帳には次の例が出てくる。

「医師一人、大工二人、木挽一人、紺屋二人、座頭一人、鍛冶一人」（野村、宝暦十年、一七六〇）

「紺屋一軒、大工一人、医師一人」（伊福村、明和九年、一七七二）

「木挽一人」（伊福村、安永八年、一七七九）

「大工一人、木挽一人（知見村、安永四年、一七七五）」

塩売、博労

元禄期の浅倉村に塩売の商人が五人いたという。塩は重要な食料であり、必需品であったが、江戸時代初期には瀬戸内海地方における生産が発達し、海路輸送された塩が津居山湊か

ら舟で円山川をさかのぼって各地へ販売されたものとみられ、この浅倉村の塩売もその流通に従事したのである。(しかし、宝永三年の明細帳にはこの人達についての記載は早くも全く現われていないし、その後の資料もない)。

馬喰(博労、家畜仲買人)は、牛や馬の仲買に従事した人であるが、頃垣村には宝永三年に一人いたという。幕末には庄境村にも手広く牛の取引をした博労がいた。

天明八年の御巡見説明資料によれば、当時出石領分であつた氣多郡内四十五カ村に、牛が全部で三百三十五疋いたとある。馬はない。この四十五カ村の村高は一万千六百九十石であったから、村高約三十五石に一疋の牛が平均して飼われていたことになる。村高百石当たり牛三疋弱である。この率は決して牛が多い率とはいえない。またこの四十五カ村の家数は二千三百七十五軒であったから、平均七軒に一疋の牛が飼われていたことになる。この率も決して牛が多い率ではない。

しかしながら、当時の農業生産力の基礎条件の一として、牛は非常に重要な意義を有していたし、牛の売買価格も養父郡米里村の米田喜太夫家の例によれば、子牛一疋が文政天保の頃で最高三百五十匁から最低八十五匁、米三石五斗から一石五斗に相当し、親牛は五百匁の値段であったとされている(『八鹿町史』から、博労の商人は相当の資本を動かしていたといえる)。

牛馬の医者 ここで、関連して、村明細帳にあらわれた牛馬医の記事をまとめて紹介しておこう。

牛馬の医者 松岡村……「馬養生には宿南村利左衛門、牛養生には引野村新左衛門を呼申候。」(宝永三年、

(一七〇六)

浅倉村……「馬医一人、太郎右衛門」(宝永三年、一七〇六)

海老原村……「牛相煩之節、近所医無御座候。呼申義無御座候。」(宝永三年、一七〇六)

頃垣村……「牛医、当村ニハ無御座候故、相煩候節ハ生野御領石井村より医を呼、養生仕候。」(宝永三年、

(一七〇六)

柄本村……「牛馬医、当村ニ又左衛門と申者御座候ニ付、相煩申候節ハ、又左衛門□□養生仕候。」(宝永三年、

(一七〇六)

椒村……「牛医、無御座候。牛之煩之節ハ豊岡御領内城崎郡庄村より穢多呼、養生仕候。」(宝永三年、一七〇六)

大工、紺屋、鍛冶屋、紙すき、ほか

職人としては、何といつても大工が一番多い。木挽は製材に従事した。また神社の造営に従事した宮大工もいた。(第十六章第三節)

桶大工は桶類を製作したり修理したりしたのであろう。桶といえば、酒造業者が使用した桶の資料として、伊福村の酒造人太郎右衛門の寛政九年(一七九七)の酒造御改書上帳の中に「酒造高百二十石、此桶數十二本、内訳五尺桶六本(口五尺二寸、底四尺六寸、深四尺七寸、のものほか五本)、組桶一本(口四尺五寸、底四尺、深四尺三寸)、小桶五本(口三尺七寸、底三尺五寸、深三尺、のものほか四本)、その他道具類として、元桶二本、塩樽二つ、小出し桶三本、米洗桶一本、水桶一本」ほかのものが書き上げられている。

食物や飲料や水などの貯蔵運搬容器として、木製の桶が非常に大きな役割を果していった時代であった。

紺屋も何軒かあつたことがわかる。これは近在村々の農民達が冬仕事に生産した自家用の布や木綿を、实用性に染め上げる職業であったのである。

鍛冶屋も村方にいた。彼等の仕事は、鉄製の農具や牛馬具や家具の金具などの修理製作を引受けていたものであろう。

椒村には紙すきを業とする者がいた。但馬紙の名は古来知られており、中世には『但馬国太田文』の中に、も養父郡の内に建屋紙工、三方紙工の記載が見えている。赤木勝之の『但馬国新図』の中の土産の品目に、美含郡の竹野谷紙があげられているし、奈佐紙は徳川期に特に障子紙として需要が旺盛で多数の人々がその生産に関係したとされている。椒村の紙すきも、奈佐紙の製造と同類であつたことだろう。彼等は冬の十一月より三月までの積雪厳冬の候に、寒風をついて紙をすいた。その商品は近郷近在で消費されたと思われるが、行商として遠方へもさばかれたものもあつた筈である。享保二十年（一七三五）の椒四カ村の書上帳の中に「一、紙、杉原、中紫、下中折、仕申候」とある。

座頭（ざとう）はめくらで、三味線や琵琶を弾き、あんまや針療法などのかせぎをしたり、物乞いなどをして暮した。

堀村には万歳師で嘉四郎という者の一族がいた。これは小出家の能役者の福太夫という者の子孫であつた。この万歳師のことは第十六章第一節で紹介することとする。

『但馬湯嶋道之記』によれば、享保十三年（一七二八）頃の日置村では、畑に柳を多く植えて柳行李を製

造していたという。「此辺、左右の畑に柳を多く植て利とす。是は葛籠（つづら）の形したる大小の器を製して、但馬行李、柳行李と名付て、大阪有馬の市に出してひさぐの料也」とあるから、商品生産が進み大阪方面の市場に販売していたことがわかる。この杞柳産業関係者も相当数存在したに相違ない。

そのほか、馬持（荷駄業者）や舟持（通船問屋）もいたし、あるいは宿屋を営業した人達もいた。これらについては第十二章第二節で若干触れておいた。

僧侶や医者は数少ない知識階級でもあった。医者については第十五章第三節で、僧侶については第十六章の第二節と第三節で、それぞれ若干触ることとする。